

# 実績評価書様式

(厚生労働省24(Ⅲ-1-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	本施策は、労働条件の確保・改善を図ること、労働契約に係るルールの周知を図ること、最低賃金制度の周知を図ることを推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>労働者の方が人たるに値する生活を営むための労働条件を確保することは、とても重要なことです。このため、労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。</p> <p>また、個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。</p> <p>さらに、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法第10条と第15条に基づき地域や産業の状況に応じて設定された最低賃金額、制度等の周知やその履行確保を図ります。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働基準法(昭和22年法律第49号)</li> <li>○ 労働契約法(平成19年法律第128号)</li> <li>○ 最低賃金法(昭和34年法律第137号)</li> </ul>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費(全部)[平成24年度予算額:1,114,298千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,274,084	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,267,190	1,430,751
		補正予算(b)	-32,848	-14,629	-29,750	98,042	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,241,236	1,256,065	1,190,719	1,168,763	1,267,190	
	執行額(千円、d)	913,292	853,400	960,653				
執行率(%、d/(a+b+c))	74%	68%	81%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	95.0%	95.2%		95.0%
		年度ごとの目標値		-	-	70%以上	前年度以上	
	指標2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	83.0%	92.7%	93.2%	90.0%		80.0%
		年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	
	【参考】指標 賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		196億円	116億円	123億円	集計中	-	-	

評価結果と今後の方向性	有効性の評価	指標1、指標2については目標を上回っており、労働契約法セミナーや、市町村の発行する広報誌への最低賃金制度の掲載依頼等の取組が有効であったと評価できます。
	効率性の評価	○指標1について、平成23年度の予算額は、22年度と同水準であるが、23年度のセミナー参加者数は22年度の約1.67倍に増加し、また、セミナー参加者の理解度も向上していることから、効率的に事業運営を行うことができたと評価できます。 ○指標2については、平成22年度に対する平成23年度予算額が減額される中で、ポスター掲示、インターネットによる周知広報を行うのみならず、市町村広報誌への掲載の働きかけを行い、その掲載率について目標値を上回る水準の実績が得られていることから、効率的に事業運営を行うことができたと評価できます。
	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	【現状分析】 これまで労働契約法に関するセミナー事業の実施により、労働者等に対する労働関係法令の教育、情報提供等に一定の効果을あげてきました。 また、最低賃金制度は、就業形態の多様化等が進展する中で、賃金の低廉な労働者の労働条件を下支えし、その改善を図るセーフティネットとしての重要な役割を果たしています。このため、改定された最低賃金額については継続した周知の取組が必要です。 【今後の方向性】 事業は効率的に実施されていますが、依然として、個別労働紛争の件数も高止まりしていることに見られるように、労働者・事業主等に対する労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等の必要性は引き続き高いものと考えられます。今後も、有効かつ効率的な方法であるセミナー方式を継続するとともに、セミナー内容の見直し、セミナー受講者数の増加など質・量の双方において改善を図っていきます。 また、改定後の最低賃金額について法違反が生じることのないよう、引き続きその効果的・効率的な周知を図っていきます。

評価結果の政策への反映の方向性	予算について	以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/□現状維持/減額)
	税制改正要望について	—
	機構・定員について	—

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第1回政策評価に関する有識者会議 労働・子育てWG(平成24年7月13日)で以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定最低賃金の未満率が大きいのが、監督に関わる要員・人員が不足しているのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→委員ご指摘の特定最低賃金の未満率(実際の賃金額が特定最低賃金を下回る比率)について、厚生労働省として把握はしていませんが、設定された特定最低賃金については、引き続き労使双方に対するきめ細かな周知広報に努めていきます。</li> </ul> </li> <li>・改正労働契約法は法律の条文が複雑になっており、条文を読んだだけでは理解が難しい側面があるため、より周知広報に活動に力を入れるべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→改正労働契約法については、周知のための予算を別途平成24年度予算に計上しています。また、平成24年度労働契約法等活用支援事業でも併せて解説を行う予定です。</li> </ul> </li> <li>・指標1について、セミナーの参加者数や開催回数などの指標を増やすべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→参加者数や開催回数は、予算の多寡にも左右されます。目標(指標)設定の仕方は平成25年度計画策定時に更に検討します。</li> </ul> </li> <li>・最低賃金の周知について、全国一斉に実施される監督指導結果では、違反事業者の6割近くが最低賃金を知らないという結果が出ており、政策効果があったと言えるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→最低賃金の履行確保のための監督指導は、履行確保上に問題があると考えられる地域・業種等の事業場に対して行っています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年の最低賃金の履行確保の監督指導結果による違反率は8.3%であり、そのうち「最低賃金が適用されることを知らなかった者」及び「金額は知らないが、最低賃金が適用されることを知っている者」の割合は約6割であることから、約5.0%の事業場が最低賃金額を知らなかったこととなります。言い換えれば、残りの約95.0%の事業場は最低賃金額を知っていることとなり、最低賃金の周知広報の政策効果はあったものと考えています。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・指標2について、前年度に達成している実績を下回る目標が設定されており、目標設定時に適切かどうかをチェックすべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→無料で掲載される市町村広報誌の掲載は、紙面の制約や時々々の事情などから、文書送付や電話のみの依頼では掲載率80%を簡単に割り込んでしまうのが実情です。そのため、その都度職員が足を運び、市町村の担当者に最低賃金に対する理解を求めつつ、掲載の依頼をしています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>こうしたことから、掲載率80%を基本目標とし、全数掲載を目指したいと考えています。</li> <li>なお、上記の理由により、平成25年計画策定時も同様の目標とする予定です。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・「評価の総括」欄について、労働契約法に関する記載を修正すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ご指摘を踏まえて修正しました。</li> </ul> </li> <li>・最低賃金の広報について、市町村広報誌への掲載が最低賃金についての社会的認知度を高める上で効果的なのか分からないが、人・物・金という政策手段が必要であれば、それを出してよいのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→市町村広報誌は、無料であり、各家庭に届いた情報が利用者や労働者以外の方々にも触れるという点で有効な周知媒体だと考えてます。</li> <li>また、広報効果を高めるため、市町村広報誌以外にも、各種広報媒体により周知広報を行っているところであり、スマートフォン用の特設サイトの開設など新たな手法も用いています。</li> </ul> </li> </ul>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>【指標1、2、】  関係法令(右記差検索サイトから検索できます) URL: <a href="http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/">http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</a>  【指標1】  関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/905a.pdf">http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/905a.pdf</a>  【指標2】  最低賃金特設サイト URL: <a href="http://pc.saiteichingin.info/">http://pc.saiteichingin.info/</a>  【参考指標】  平成22年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の結果まとめ  URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001rv80.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001rv80.html</a></p>
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>労働基準局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>※</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
--------------	--------------	---------------	----------	-----------------	----------------

※労働契約法については労働条件政策課長 田中誠二、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 本多則恵

※労働基準法については監督課長 美濃 芳郎